



令和3年度重要事項確認書



<共通事項>

- 1 各施設・事業の保育内容・状況（開所時間等をご了承いただいたうえでお申込ください）
- 2 入所申込に必要な書類は、受付期間最終日までに必ず提出してください
※書類の提出がない場合は保育の必要性の確認ができないため、利用調整が不利になることがあります
- 3 18歳以上 64歳未満の同居者で、保育の必要性の認定に係る証明書（就労証明書など）の提出がない場合、利用調整基準調整点が1人につきマイナス1点になります
※（利用日が属する年度の初日時点の年齢・生年月日が昭和32年4月2日～平成15年4月1日の方）
- 4 病気や発育状況、食物アレルギー等で気になることがある場合は、申請前にご相談ください
※保育施設の受け入れ態勢や保育環境によっては入所契約に至らない場合もあります
- 5 自己都合により内定辞退される場合は、年度内は利用調整基準調整点がマイナス10点になります
※内定辞退をされた施設・事業を含めてすべての施設・事業を再度希望することができます
- 6 今回の利用調整申請の有効期限は年度内です
- 7 今後開設を予定している施設・事業について、工事進捗状況などにより、利用開始時期を変更する可能性があります
- 8 申込後・入園後、家庭や仕事の状況に変更があった場合は、必ず「令和3年度保育園・認定こども園のご案内」のP.20～23に記載されている書類を提出してください
- 9 巡回訪問看護事業（喀痰吸引・経管栄養・導尿など）を必要とするお子さんのみ
新たに施設で巡回訪問看護事業を受けようとする場合は、主治医の同意を得たうえで、巡回訪問看護事業実施の申請をしてください。巡回訪問看護事業の開始までに数か月を要する場合があります

<保護者の状況ごとの事項>

育児休業

育児休業中の利用申込は、利用開始月内に申請時と同じ事業所・勤務時間数で復職していただくことが条件になります

求職中

利用開始後、90日以内に就労を開始して、就労証明書を提出してください。提出がない場合は、退園となります

（4月利用開始の場合、6月29日までに就労開始済みの就労証明書の提出が必要。7月1日からの採用内定は不可）

出産

出産要件で保育園に在園できる期間は、最長で出産予定月の2か月前から、出産月の2か月後までです。その後の継続在園はできません

<各園ごとの事項>

保育ママ

食物アレルギーにより対応が必要な場合はご利用いただけません

※お子様の保育の際に、医療行為等の配慮または措置が必要な際は受け入れができない場合がございます

海園の街保育園

4歳児クラス以降は渋谷教育学園浦安こども園に進級となります

※渋谷教育学園浦安こども園利用には別途費用がかかります。詳しくは園までお問い合わせください（TEL 047-304-1220）

小規模保育園、保育ママ、めぶき保育園

3歳児クラス以降は連携園へ進級となります

